

日本司法支援センターの概要

基本理念：民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスを受けられる社会の実現を目指す

日本司法支援センター

目的：総合法律支援関係事業の迅速・適切な遂行

情報提供

- 弁護士や、司法書士等の隣接法律専門職者などに関する情報を収集・整理し、以下の方法で提供
- ・コールセンターの設置
- ・全国の地方事務所に専門職員を配置

※紛争解決への道案内

民事法律扶助

- 経済的に余裕のない方に対し、民事に関し、無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立替えを実施
- 政令で指定する大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談を実施(被災者法律相談援助)
- 認知機能が十分でない方に対する資力を問わない法律相談を実施(特定援助対象者法律相談援助)

国選弁護等関連

- 国選弁護等に関する以下の業務を実施
 - ・支援センターと契約した弁護士を国選弁護人等の候補として裁判所に通知
 - ・国選弁護人等に対する報酬の支払
- ※裁判員制度等の実施を支える国選弁護体制の整備

司法過疎対策

- 司法過疎地域に常勤弁護士を配置し、以下のサービスを提供
- ・有償での事件処理
- ・民事法律扶助業務・国選弁護人確保業務の全国均質遂行

犯罪被害者支援

- 経済的に余裕のない、対象犯罪の被害者等に対し、被害回復等のために必要な法律相談や法律事務・付随事務を実施(犯罪被害者等支援弁護士制度)
- DV等の被害者へ被害の防止に必要な法律相談を実施(DV等被害者法律相談援助)
- 被害者参加に関する以下の業務を実施
- ・被害者参加人に付される国選弁護士の候補を裁判所に通知
- ・被害者参加人へ旅費等支給
- 支援に関する情報等を収集・整理、提供(弁護士も紹介)

本部：東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F

地方事務所(地方裁判所本庁所在地 50ヵ所)、支部(11ヵ所)、出張所(5ヵ所)、地域事務所(37ヵ所)

<沿革>

- 平成18年 日本司法支援センター設立・業務開始、被疑者国選弁護制度導入(平成21年及び平成30年に対象事件が拡大)
- 平成20年 被害者参加人のための国選弁護制度導入
- 平成24年 東日本大震災法律援助事業開始(法テラス震災特例法施行)(令和3年に失効)
- 平成25年 被害者参加旅費等支給制度導入
- 平成28年 被災者法律相談援助事業開始(平成28年改正総合法律支援法一部施行)
- 平成30年 特定援助対象者法律相談援助・DV等被害者法律相談援助事業開始(平成28年改正総合法律支援法全面施行)
- 令和 4年 「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の取りまとめに基づき、靈感商法等対応ダイヤル開設
- 令和 6年 旧統一教会問題の被害者に対する資力を問わない法律援助(無料法律相談、弁護士費用の立替え等)事業開始(特定不法行為被害者特例法施行)
- 令和 8年 犯罪被害者等支援弁護士制度導入(令和6年改正総合法律支援法施行)